

## 普遍的国際機構としての国際連盟：普遍・地域関係の構築

著者	帯谷 俊輔
学位授与年月日	2017-07-27
URL	<a href="http://doi.org/10.15083/00077509">http://doi.org/10.15083/00077509</a>

## 論文の内容の要旨

論文題目 普遍的国際機構としての国際連盟——普遍・地域関係の構築

氏名 帯谷 俊輔

本論文は、普遍的国際機構としての国際連盟の性格を検討するものである。先行研究において連盟はヨーロッパ偏重の機構だったとされる一方で、1930年前後には満洲事変、チャコ紛争（パラグアイ＝ボリビア紛争）、レティシア紛争（コロンビア＝ペルー紛争）の調停や対中国技術協力など、東アジアやラテンアメリカにまで活動を拡大させるに至っていたことの意味は明らかにされていない。1920年代における連盟のヨーロッパ偏重性に対する批判を考えると、この転換の意味は極めて大きい。そこで本論文はまず、連盟が1920年代の非ヨーロッパ地域への不介入から一転して紛争調停や技術協力などの形式で関与するに至るまでの力学を分析している。

さらに、それまで関与しなかった地域に連盟が活動を拡大させると、その地域に存在する地域秩序や地域機構との関係設定が課題として浮上する。東アジアを含むアジア太平洋であればいわゆる「ワシントン体制」という言葉で表現される四カ国条約や九カ国条約が構成する秩序が、ラテンアメリカを含む米州ではより組織化・機構化されたパン・アメリカ会議やパン・アメリカ連合が存在していた。後者は当然のこと、前者についても条約会議や条約委員会が設置されるならば、連盟との間で組織間・機構間関係が発生する。これは現代の国際連合と地域機構の関係の原型とも言えるものであった。そこで本論文の二つ目の目的として、それまで関与しなかった地域に存在する地域秩序や地域機構と連盟がど

のような関係を取り結んだのかを明らかにしている。

本論文では歴史学的手法、そのなかでもマルチ・アーカイヴァル・アプローチを取っている。国際連盟の政治史的研究においては多様なアクターを検討しなければならないためである。大国—小国、ヨーロッパ—非ヨーロッパという対立軸に合わせ、ヨーロッパの大国であるイギリス、非ヨーロッパの大国である日本、非ヨーロッパの中小国（当時動員できる国力という意味において）である中国、そして加盟国間の調整に当たりつつ一定程度の影響力を持つ連盟事務局を主要な検討の対象としている。

本論文は序章と終章のほか、5章から構成される。

第1章「国際連盟理事会拡大改革における「普遍」と「地域」」では、国際連盟理事会拡大改革が普遍的国際機構としての連盟の成長と連盟における地域集団の形成の双方に及ぼした影響を明らかにした。創設当初から連盟の大国偏重、ヨーロッパ偏重は激しい批判の対象となっており、中小国のサボタージュを招かないためにも対策の必要があった。そこで取られたのが非常任理事国の増員であり、当初の4カ国が1922年には6カ国に、そして1926年には9カ国まで拡大された。さらにはラテンアメリカ諸国や中国の要求によって、非常任理事国の地域配分が事実上慣習化される。それにより1926年の拡大以後は、ラテンアメリカからほぼ常時3カ国以上、アジアからもトルコを含めれば常時1カ国が選任された。特にラテンアメリカの非常任理事国は、第4章で言及するようにチャコ紛争で度々連盟の介入を後押しする要因となった。また、満洲事変においても連盟がすぐに介入することになったのは、中国が非常任理事国であった事実と切り離せない。一方で地域配分制の定着化は、非常任理事国の選出をめぐって地域内部で交渉を繰り返すことで地域意識をより強固にした。そして地域内部における配分は次第に外部の大国の思惑で左右するのは不可能なものとなり、自立性を高めていく。国際連盟理事会拡大改革は「地域」を基礎に連盟の普遍性を強化したが、同時に活発化した前者との関係性設定という課題が残された。

第2章「『中国問題』と国際連盟——未発の紛争調停・ガヴァナンス構想と代表権問題」は、連盟が1920年代に扱わなかった「中国問題」になぜ1930年前後から対中技術協力や満洲事変の調停という形式で関与するに至ったのかを明らかにした。当初「中国問題」は連盟で扱われる前提であったが、イギリスと中国のディスコミュニケーションなどで機会を失っていたところ、1920年代半ば頃から情勢が激変する。国民政府が支配領域を拡大する過程で列強の権益を脅かす一方、連盟で代表されているのは依然として北京政府であった。こうした連盟における代表権問題の存在により、イギリスの上海出兵問題や済南事件は連盟の審議の対象とはならなかった。連盟において適用される一国一代表制は中国の現実と齟齬していたのである。しかしながら国民政府が中国を統一して連盟における代表権も獲得すると状況は一変する。国民政府の実質的な支配能力の低さなど近代的統一国家としての不十分さはむしろ連盟の技術協力によって解消されるべき問題となった。代表

権問題が解消された後に起こった満洲事変では中国国民政府の提訴を受け入れない理由は存在しなかったのである。

第3章「アジア太平洋地域の条約秩序と国際連盟——国際連盟と多国間枠組みの競合と包摂」では、アジア太平洋の条約秩序や不戦条約の制度化・組織化への動きと連盟の関係を検討した。ワシントン会議で締結された四カ国条約には会議条項が存在し、九カ国条約についても協議条項を根拠に条約会議・委員会を開催しようとする動きがあった。また不戦条約についても条約会議・委員会を設置して紛争調停にあたらせる構想が存在した。これらの会議・委員会については連盟との関係が定められておらず、アメリカを含む枠組みであるだけにむしろ連盟に取って代わるのではないかという懸念もあった。中ソ紛争においては不戦条約による調停委員会構想、そして満洲事変においては九カ国条約委員会・会議や不戦条約会議・委員会構想が連盟と競合する調停機構として、もしくは連盟を窮地から救い出す時間稼ぎの手段として開催が検討されていた。しかしながらイギリスの連盟尊重の配慮や責任を引き受けたくないアメリカの消極姿勢によって実現には至らなかった。九カ国条約や不戦条約に基づく警告なども連盟に統一され、連盟と管轄権争いを起こしかねない組織や機構はアジア太平洋地域には誕生しなかった。一方で、その包括性は日本が連盟のみならず九カ国条約や不戦条約など他の多国間枠組みをも一纏めに否定していく要因になった。

第4章「ラテンアメリカと国際連盟——チャコ紛争における国際連盟と地域的枠組みの競合」では、まず当初ラテンアメリカには関与しなかった連盟がチャコ紛争に介入するに至る経緯を明らかにした。そしていったん介入した後は地域的枠組み、地域機構とどのような関係を取り結んだのか検討した。モンロー主義に言及した連盟規約第21条、そして非加盟国アメリカの存在が連盟のラテンアメリカに対する関与を阻害していたが、1928年のコスタリカの連盟規約第21条解釈の問い合わせに対する返答によって連盟側の躊躇に規約上の根拠はないことが明らかになった。その直後に勃発したチャコ紛争では理事会拡大改革によって増員されたラテンアメリカの非常任理事国がこの回答を根拠に介入を求めたことが連盟による決議の後押しとなった。このとき連盟は米州の地域的枠組みを尊重していたが、一旦停止された紛争が1932年に再発して以降、連盟と米州の枠組みどちらが主導権を持つか競合が繰り広げられることになる。米州側の「中立諸国委員会」が調停に行き詰まると、チャコ委員会の派遣など連盟側が管轄権を握った。連盟の措置を実効化するためには米州・ラテンアメリカ側の協力が不可欠であり、連盟はパン・アメリカ会議などとの協調を図っていく。チャコ委員会の失敗、パラグアイの脱退などの事態が相次ぎ、連盟は再び地域的枠組みに主導権を委ねるが、満洲事変の結末と比較すればそれはラテンアメリカにおける多国間枠組みの多元性、多層性の利点でもあった。

第5章「国際連盟と地域機構の関係設定の試み」では連盟と地域機構の関係設定の試みを連盟の創設から事実上の終焉に至るまで跡付けている。当初政府レベルで関心が薄かったために、連盟事務局員たちがその内部では連盟の優位を当為としつつも並列的な実務協

力関係を構築していく。1930年前後、ブリアンのヨーロッパ連合案を契機に政府レベルでも議論が行われるようになったが、既に連盟の権威がある程度確立していたヨーロッパでは地域機構に対する連盟の優位が定義された。ただし、そこでは既に展開されているパン・アメリカ連合及び会議と連盟の関係と整合性は付けられなかった。1930年代に至り、地域主義の高まりは並列的実務協力関係の公式化や連盟自体の地域分割という選択肢を有力化した。しかしながら、1930年代後半の連盟改革の動きにおいてもパン・アメリカ連合や会議との実務関係は置き去りにされたまま連盟の優位が再確認されるに止まった。実態と当為の距離はますます拡大したのである。

本論文は国際連盟の普遍性が1930年前後に一定程度達成される過程を明らかにしたが、それは1930年代の危機によって完全に後退したわけではない。そのことは日中戦争における日本の非難決議や中国に対する医療援助、そして1930年代後半のラテンアメリカにおける活発な技術的事業によって明らかであろう。連盟における達成は普遍的国際機構としての国際連合の基盤となった。

一方で、連盟期を通じて存在した連盟と地域機構の関係における当為と実態の乖離もまた国連に引き継がれた。普遍的国際機構たる国連による地域機構の一元的統制が国連憲章に盛り込まれたがそれは現実化せず、現在も国連と地域機構の並列的な協力及び分業がアド・ホックに手探りで構築されている。このように本論文では連盟期と現在の課題の共通性を最後に示唆した。